

平成 28 年 5 月 吉日

四国旅客鉄道株式会社（JR 四国）

代表取締役会長 松田清宏 様

代表取締役社長 泉 雅文 様

## ホームを含む駅構内および敷地内全面禁煙化のお願い

NPO 法人禁煙推進の会 えひめ

<http://uen-ehime.com/index.html>

会長 松岡 宏

〒790-0915 愛媛県松山市松末 1 丁目 3 番 9 号 703 号

TEL 090-4504-4217 FAX 089-906-1530

E-mail; office@uen-ehime.com

謹啓

新緑の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。貴社におかれましては、平成 15 年 5 月に施行された「健康増進法（受動喫煙防止法）」および平成 17 年 2 月に発行された「たばこ規制枠組み条約」に従い、受動喫煙防止にご尽力していただきありがとうございます。特に、特急列車の全面禁煙にはわれわれ JR 四国を利用する者にとって非常に感謝いたしております。しかし、毎年要望書を送らせていただいているにも拘わらず、残念ではありますが、未だに JR 四国の各駅のホームの端には喫煙コーナーとは名ばかりの灰皿があり、ホームでの受動喫煙が生じております。端であれホームに灰皿があれば、風向きで受動喫煙を生じることがご理解していただけると存じます。また、ホームを含めた駅構内はもちろん、駅への出入り口での受動喫煙対策がとられていないと言わざるを得ません。特に愛媛の玄関口である松山駅に関しましては、そもそも駅前には、「松山市歩きたばこ等の防止に関する条例」で火のついたタバコを持ってはいけないことになっております。「受動喫煙防止法」及び「松山市歩きたばこ等の防止に関する条例」に違反して、受動喫煙被害を与えているタクシー運転手の喫煙場所や JT 提供の灰皿のある喫煙場所は、即刻、撤去していただければ幸いです。

タバコに関する認識は昔とは全く変わってきています。ひと昔前は、“大人の嗜好品”などとしてきれいかっこよくいわれていましたが、今では、喫煙は“ニコチン依存症”という病気と認識され、禁煙治療が保険適応となっております。喫煙場所を設置するということは、喫煙者に自殺場所を与えることであり、非喫煙者に受動喫煙被害を与える原因を作ることです。

タバコ問題に関して貴社の回答や見解によくありますが、「弊社では、タバコを吸われるお客様と吸われないお客様の双方が気持ちよくご利用いただけるように・・・」というのはタバコ会社の宣伝文句であります。喫煙場所がある限り、非喫煙者は気持ちよくはなれませんし、喘息や心臓病発作を起こす原因になります。また、時々、タバコ臭のする車掌さんの回札など貴社職員が残留タバコ毒で気分が悪くなることがあります。最近では、喫煙者の呼気や衣服の残留するタバコ毒が他人に与える被害を“三次喫煙”と呼び、注意が促されるようになりました。

来年の“愛顔をつなぐえひめ国体”、さらに2020年の東京オリンピックに向けた先進企業として、非喫煙者が受動喫煙被害に遭わず、喫煙者自身を禁煙・健康へと導き、非喫煙者と喫煙者が気持ち良いJRの旅ができますようにホームを含む松山駅をはじめ、すべての貴社駅敷地内を全面禁煙にさせていただけるように、切にお願い申し上げます。また、貴社側隠ならびにそのご家族の健康増進のため、“喫煙者ゼロのJR四国”となりますように、よろしく申し上げます。

以上、当会からの本要望に対するご回答をお願いできれば幸いです。

敬白

**【参考】**

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://www.niihama-med.or.jp/Oohashi/zousinho.html>

たばこ規制枠組み条約

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159\\_17a.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_17a.pdf)